裁判所法等の一部を改正する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二 号)

一、提案理由(平成一六年三月一九日・衆議院法務委員会)野沢国務大臣

.....(略).....

次に、裁判所法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。 我が国の経済社会において、知的財産の活用が進展するに伴い、その保護に関して司 法の果たすべき役割がより重要となっており、知的財産に関する事件については、その 審理の一層の充実及び迅速化を図ることが求められております。この法律案は、こうし た状況にかんがみ、知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確 化、知的財産の侵害に係る訴訟の審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立 証の容易化、特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効の審判との関係の整理等の措置 を講ずることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、裁判所は、必要があると認めるときは、知的財産に関する事件の審理及び裁判に関して調査を行う裁判所調査官に、口頭弁論期日等において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、または立証を促す等の事務を行わせることができる等の規定を設け、知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化を図っております。

第二に、知的財産の侵害に係る訴訟の審理における営業秘密の保護の強化と侵害行為の立証の容易化を図ることとしております。具体的には、裁判所は、当事者等に対し、準備書面または証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、または開示してはならない旨を命ずることができることとしております。また、特許権等の侵害訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって営業秘密に該当するものに関する当事者尋問等について、一定の要件のもとにその公開を停止することができることとしております。

第三に、特許権等の侵害に係る訴訟において、特許等が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者等は、相手方に対しその権利を行使することができないこととするとともに、侵害訴訟と無効審判との連携をより円滑化するために所要の規定を置くこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

.....(略).....

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年三月三 日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げま゛

 (略)	 		_	_	_	 	 _

次に、裁判所法等の一部を改正する法律案は、知的財産事件における裁判所調査官の 権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化及び営業秘密の保護の強化、侵害訴訟 と無効審判との関係の整理などの改正を行うものであります。

各案は、去る十六日本委員会に付託され、十九日野沢法務大臣から各案の提案理由の 説明を聴取し、まず、知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法 律案について質疑を行い、二十三日各案について質疑を行い、採決の結果、いずれも全 会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成一六年六月一一日)

山本保君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、法務委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、裁判所法等の一部を改正する法律案は、知的財産に関する事件についての審理の一層の充実と迅速化を図るため、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等に関する侵害訴訟と無効審判との関係の整理等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、知的財産高等裁判所を設置する必要性、専門的知識に対応するための裁判官の研修の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可 決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。